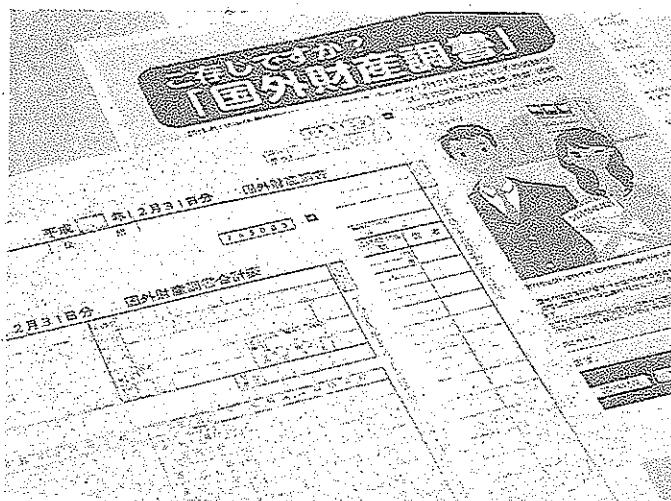


2019.10.2

国税、海外資産の監視強化

国税当局が富裕層の海外資産への監視を強めている。海外資産の報告が義務付けられ、2019年で5年。「国外財産調書」の提出を怠ったとして、5月末には男性会社役員が国外送金等調書法違反容疑で初めて刑事告発された。国外財産調書の提出を怠るケースはいまだに多いとみられ、国税当局は各国と金融口座の情報を交換する新制度も活用しながら、適正な申告を促す。

報告義務化5年



海外に5千万円超の資産を保有する人は提出義務がある

初年だった14年（13年末分）の提出は約550件、徐々に増加して19年（17年末分）は約9500件だった。ただ、実際の対象者はこれを大幅に上回るとみられている。

もともと海外資産に関連した調査は国税当局の

重点分野だ。国外財産調書の不提出や虚偽記載には、1年以下の懲役や罰金刑が科されるが、これまでには行政処分が先行し、刑法罰は適用されてこなかつた。

初めて刑事告発したケースについて国税幹部は「一罰百戒となり、けん制効果につながれば」と話す。

男性は、個人で家具の相談が寄せられた。「先生、私も不提出がありますが、大丈夫で

輸入仲介販売を営んでいたが、17年までの3年間で計約2億1500万円の所得を隠し、8300万円を脱税した所得税法違反の疑いも持たれている。この脱税の調査の過程で国外財産調書の不提出が明らかになつた。

昨年から世界各国の金融口座情報が自動的に交換されるCRS（共通報告基準）という制度の運用も開始。活発に利用されており、解明が難しかった海外が絡む資産隠しの端緒がつかみやすくなつた。

個人の税務に詳しい弁護士は「海外預金について、非常に細かい情報を持って調査に来るケースがある。間違いなくCRSで情報を取得している」と話し、国外財産調書の不提出を含めて富裕層の海外資産がさらに厳しくチェックされるようになると予想している。

19年7月に会社役員の告発が明らかになった直後、日本やアジア諸国で活動する弁護士のもとに、国外財産調書を提出していない富裕層から相談が寄せられた。

「先生、私も不提出がありますが、大丈夫で

經濟のグローバル化によれば、漏れなく申告するようアドバイスしていると

ありますが、大丈夫で

対象になることを説明

いう。

不提出で初の刑事告発

海外に5千万円超の資産を保有する人は提出義務がある

ことを踏まえ、14年に国

外財産調書の制度が導入

された。年末の時点で海

外に5千万円を超える財

産を持つ人が対象とな

る。

初年だった14年（13

年末分）の提出は約550

件、徐々に増加して19

年（17年末分）は約95

00件だった。ただ、実

際の対象者はこれを大幅

に上回るとみられて

いる。

もともと海外資産に関

連した調査は国税当局の

重点分野だ。国外財産

調書の不提出や虚偽記載

には、1年以下の懲役や

罰金刑が科

されるが、これまでには行

政処分が先行し、刑事罰

は適用されてこなかつ

た。

初めて刑事告発したケ

ースについて国税幹部は

「一罰百戒となり、けん

制効果につながれば」と

話す。

告発された会社役員の

男性は、個人で家具の